

ラオスにおける刑法典の成立について

2018年11月6日

One Asia Lawyers ラオス事務所
藪本 雄登
内野 里美

1. ラオスにおける刑法典の成立について

日本政府は、ラオスがアセアンに加盟した1997年以降、ラオスの法整備支援を行ってきました。民法典・刑法典の成立もその一環として、2015年までに草案を国会に提出することを目指していました。その後、2017年5月に刑法典が国会で承認・公布され、2018年10月17日に官報に掲載、15日後の10月31日に施行されています。



2. 刑法典について

ラオスの刑法は1998年に公布され、その後、2005年に改正が行われました。今回成立した刑法典には、刑法及び各法令（保険法、通信法、汚職防止法、商業銀行法、規定法、児童保護権利法、森林法、水生・野生動物保護法、知的財産法、麻薬関連法、財産法、マネーロンダリング防止法、漁業法、女性の権利及び開発法、AID/HIV法、外国為替管理法、女性及び子どもに対する暴力防止法、人身売買防止法、サイバー犯罪防止法）の中で犯罪及び刑罰に関して規定された条項を同法典に集約したかたちとなっており、全3部、26章、425条から構成されています。

以上

◆One Asia Lawyers◆

「One Asia Lawyers」は、日本およびASEAN各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のASEAN法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本およびASEAN各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本およびASEAN各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスからASEAN各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal